

# ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領

平成	元年	9月	11日	制	定
平成	3年	4月	1日	一部	改正
平成	14年	4月	1日	一部	改正
平成	15年	4月	1日	一部	改正
平成	19年	4月	1日	一部	改正
平成	21年	4月	1日	一部	改正
平成	26年	4月	1日	一部	改正
平成	31年	1月	9日	一部	改正
令和	3年	7月	29日	一部	改正

## 第1 目的

この要領は、ゴルフ場の芝、樹木等の病虫害及び雑草の防除等に使用される農薬について、安全かつ適正な使用の確保を図るため農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に基づいて、必要な事項を定め、県民の健康の保護に資するとともに、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

## 第2 定義

- 1 この要領において「農薬」とは、法第2条に規定する農薬をいう。
- 2 この要領において「事業者」とは、県内に設置されているゴルフ場を経営している者（当該ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。）をいう。

## 第3 農薬取扱責任者の設置

- 1 事業者は、ゴルフ場ごとに農薬取扱責任者を設置し、農薬の安全かつ適正な使用と管理に当たらせるものとする。
- 2 事業者は、農薬取扱責任者設置届（別記様式第1号）を、当該ゴルフ場が所在する市町を経由して、知事に届け出るものとする。  
ただし、当該ゴルフ場の所在地が農薬取締法第29条第1項及び第3項の権限を有さない市町においては、直接知事に届け出るものとする。  
また、届出事項に変更が生じた場合は、農薬取扱責任者等変更届（別記様式第2号）により、上記に準じて届け出るものとする。
- 3 事業者は、農薬取扱責任者を知事が行う研修会に積極的に参加させる等、その資質向上に努めるものとする。
- 4 知事は、農薬取扱責任者等に対し、研修会等を通じ関係法令の遵守、農薬の安全使用、防除技術等について積極的な指導に努めるものとする。

## 第4 登録農薬の使用

- 1 事業者は、農薬の使用に当たっては、法第3条第1項及び34条第1項に規定する登録農薬を使用するものとする。
- 2 事業者は、農薬の購入に当たっては、法第17条に規定する農薬販売者から購入するものとする。

- 3 事業者は、防除業務を委託する場合、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「省令」という。）第5条に規定される農薬使用者に委託するものとする。
- 4 知事は、法第17条の規定による農薬販売者、省令第5条に規定される農薬使用者に対し、ゴルフ場における農薬の適正な供給又は安全な防除を実施するよう指導する。

## 第5 農薬安全使用

- 1 事業者は、農薬の使用に当たっては、法第16条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項、その他の農薬表示事項を遵守するものとする。
- 2 事業者は、農薬の使用に当たっては、次の事項を遵守し、十分な危被害防止対策を講ずるものとする。
  - (1) 従業員、利用者並びに周辺住民に危被害を及ぼさないよう気象及び地形等環境条件を考慮した危被害防止対策
  - (2) 危被害の発生及び周辺の環境に異常が認められたときの速やかな原因調査及び対策の実施
- 3 事業者は、水質の観察・検査及び、公的機関による公共用水域等の水質検査の結果に基づき農薬使用法の改善を行うものとする。

また、知事の求めに応じ、水質検査の報告を行うものとする。

## 第6 農薬の管理

- 1 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため農薬を安全かつ適正に管理するものとする。
- 2 事業者は、ゴルフ場における農薬管理簿（別記様式第3号）を備え、購入、使用、在庫の状況を明らかにし、これを最終記載日から3年間保存するものとする。
- 3 事業者は、調整池等において魚類を飼養し水質の観察に役立てるとともに、調整池及び排水口等における水質検査を行うものとし、その結果をゴルフ場における水質観察・検査記録簿（別記様式第4号）に記載し、最終記載日から3年間保存するものとする。

## 第7 立入検査等

- 1 知事は、必要に応じ、事業者に対し農薬の安全かつ適正な使用と管理に関する指導等の措置を講ずる。
- 2 市町長は、必要に応じ、事業者に対して農薬使用及び管理等に関する報告を求め又は農薬取締職員に、ゴルフ場に立ち入り、農薬の使用・管理状況及び帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

ただし、当該ゴルフ場の所在地が農薬取締法第29条第1項及び第3項の権限を有さない市町においては、知事が必要に応じ、事業者に対して農薬使用及び管理等に関する報告を求め又は農薬取締職員に、ゴルフ場に立ち入り、農薬の使用・管理状況及び帳簿その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 県は、ゴルフ場における農薬安全使用対策を推進するため、市町に対し農薬に関する資料を提供する等、市町との密接な連携に努める。

(様式第 1 号)

( 経由)  
年 月 日

広島県知事様

住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者)

### 農薬取扱責任者設置届出について

ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領第 3 の規定により、農薬取扱責任者を定めたので、次のとおり届出します。

1 ゴルフ場の名称、所在地及び電話番号

ゴルフ場名：

所在地：

電話番号：

2 農薬取扱責任者

職名	氏名	関連資格

3 就任(変更)年月日 年 月 日

4 農薬取扱責任者が管理するゴルフ場のエリア

区分		面積 (h a)	備考
芝生	グリーン	.	◎調整池 か所 ha
	ティグランド	.	
	フェアウェイ	.	
	ラフ	.	
	その他	.	
	小計	.	
山林		.	◎ホール数 個
その他(建物, 道路等)		.	
計		.	

※ 小数第 2 位を四捨五入のこと。

(様式第 2 号)

( 経由)  
年 月 日

広島県知事様

住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者)

### 農薬取扱責任者等変更届出

ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領第 3 の規定により、農薬取扱責任者等を変更したので、次のとおり届出します。

- 1 ゴルフ場の名称、所在地及び電話番号  
(変更前)

(変更後)

- 2 農薬取扱責任者

職名	氏名	関連資格
(変更前)		
(変更後)		

- 3 変更年月日 年 月 日

- 4 農薬取扱責任者が管理するゴルフ場のエリア (変更後のみ記入)

区分		面積 (h a)	備考
芝生	グリーン	.	◎調整池 か所 ha
	ティグラウンド	.	
	フェアウェイ	.	
	ラフ	.	
	その他	.	
	小計	.	
山林		.	◎ホール数 個
その他 (建物, 道路等)		.	
計		.	

※ 小数第 2 位を四捨五入のこと。

- ◎ 事業を廃止した場合は、1 の欄にその旨を記入すること。



(様式第4号)

ゴルフ場における水質観察・検査記録簿

ゴルフ場名：

農薬取扱責任者：

1 調査対象期間

年 月 ～ 年 月

2 調査内容

(1) 水質観察

調整池等数	魚類使用池数	魚類の被害状況		措置状況
		観察月日	被害の有無	

(2) 水質自主検査

検査年月日	対象農薬	分析結果	措置状況

(注) 分析機関の分析結果の調票を添付し、保存すること。